

上松町へUターン
を検討されている方へ

「上松町おかえり支援金」について

上松町へのUターン支援のため、以下のとおり支援金交付事業を令和6年4月から開始します。
内容をご確認の上、支給を希望される方は企画政策係まで申請をお願いします。

【制度の概要】

支給対象要件	
項目(A)	の <u>どれか</u> に該当 + 項目(B) の <u>すべて</u> に該当している方が対象となります。
項目(A)	どれかに該当↓ <input type="checkbox"/> (ア) 過去に上松町に住民票があった(元上松町民だった)。 <input type="checkbox"/> (イ) 上松町外にある 大学、短大、専門学校 (以下、大学等)に通学し、その間、 住民票を上松町から異動していなかった 。 <input type="checkbox"/> (ウ) 過去に上松町における 生活実態があり 、第三者等の証言等により、それを証明できる。 <input type="checkbox"/> (エ) 上松町民 (5年以上居住している方)の 3親等内の血族 にあたる(例、祖父母や叔父・叔母等が上松町民)。
項目(B)	すべてに該当↓ <input type="checkbox"/> 令和6年1月1日以降 に上松町へ 転入 、または 本町外にある大学等を卒業 している。 <input type="checkbox"/> 上松町へ住民票を移す直前の 2年以上連続して本町外に在住 、または上松町外の 大学等へ2年以上通学 していた。 <input type="checkbox"/> 申請日時時点で 39歳以下 である。 <input type="checkbox"/> 申請日時時点で上松町民となっている(住民票が上松町にある)。 <input type="checkbox"/> 申請日から 5年以上、上松町へ定住する意思があり、確約 できる。 <input type="checkbox"/> 町税等に滞納がない。 <input type="checkbox"/> 暴力団等の反社会的勢力の関係者ではない。 <input type="checkbox"/> 過去に当支援金を受給していない。 <input type="checkbox"/> 「 上松町(Uターン)就業・創業移住支援事業補助金 」の受給対象者ではない。
支給金額	
現金 20万円 + 商品券 5万円分	

※「Uターン補助金」を受給可能な方は、当支援金を受け取ることはできません。「Uターン補助金」の対象になるかの確認は、こちらからお願いします↓



【申請手続きについて】

上松町に転入した or 大学等を卒業した日から6か月以内に、「申請書(様式第1号)」と添付書類を提出してください。

【添付資料】

- 「ア」「ウ」「エ」に該当する方
 - 前住所地へ2年以上在住していたことを証明する書類(住民票の除票写し 戸籍附票写し等)
 - 納税証明書(前住所地の自治体にて取得してください)
- 「イ」に該当する方
 - 在学していた学校等の卒業証書等(2年以上在学していたことがわかる書類)

※「住民票の除票」は前住所地の自治体で、「戸籍附票」は本籍地にてそれぞれ取得できます。



【支援金の返還】

当支援金を受給後、5年以内に転出する等の規定に反した場合、受けた金額の返還をしなければなりません。
(※詳細はホームページをご確認ください)

お問合せ先：企画財政課 企画政策係 (TEL：0264-52-4901)

「おかえり支援金」 Q&A

令和6年2月に上松へUターンしてきたのですが対象になりますか？



対象になります。

当制度の申請受付開始は令和6年4月1日からですが、支給対象は令和6年1月1日以降に上松町へ住所を移した方、または、上松町外の大学等を卒業された方となります。



「上松町（UI）ターン）就業・創業移住支援事業補助金」と「おかえり支援金」の両方の申請要件を満たしているのですが、どちらも申請することはできますか？



併用申請はできません。

申請できるのはどちらか一方のみです。「UI）ターン補助金」が受給できるようであれば、そちらを申請してください。



過去に上松町に住んでいましたが、住民票を上松町に移していませんでした。この場合、誰に証言をしてもらえばいいのでしょうか？

※項目 A（ウ）のパターン



当時ご近所に住まれていた方や、なにかしらの組織（会社や地域団体等）に所属されていた場合は、その代表者の方等が望ましいです。

親族の方は「第三者」として認められないため、ご注意ください。



松本市（上松町外）にある短大を卒業しました。引越しはせず、上松町の実家から2年間通っていたのですが、対象になりますか？



引き続き上松町に住み続けていただければ対象となります。

項目 A（イ）に該当します。

もちろん大学等の近くで一人暮らしをしていて、卒業を機に上松町へ帰って来られるパターンも対象となります。



その他、ご質問がありましたら、上松町企画財政課 企画政策係までお気軽にお問い合わせください。（TEL：0264-52-4901）